

令和8年度版

ひとり親家庭の皆さんへのお知らせ

ひとり親家庭や寡婦の皆さんが利用できる制度や主な相談窓口のご案内です。
お困りのときや様々な問題に直面されたときは、ひとりで悩まないで、各種相談
窓口にご相談ください。

※制度・事業により定義が若干異なる場合がありますのでご注意ください。

もくじ

I 相談の窓口

母子・父子自立支援員 -----	3
民生委員・児童委員 -----	3
生活支援相談センター -----	3
福祉生活相談支援事業 -----	4
大阪府 相談支援事業(土日夜間電話相談)-----	5
大阪府立母子・父子福祉センター -----	5
ひとり親無料法律相談-----	6
養育費・親子交流相談支援センター-----	6

利用できる方		
母子	父子	寡婦
○	○	○
○	○	○
○	○	○
○	○	○
○	○	○
○	○	○
○	○	○

II 経済的支援(各種手当・年金)

1.子育て支援の各種手当

児童手当 -----	7
児童扶養手当 -----	7
特別児童扶養手当 -----	7

○	○	
○	○	
○	○	

2.年金・医療費助成

遺族のための給付 -----	8
ひとり親家庭医療費助成事業 -----	8

○	○	○
○	○	

3.養育費確保のための支援

養育費に関する債務名義取得促進補助金 -----	9
養育費の保証促進補助金 -----	9

○	○	
○	○	

III 子どもの教育支援

八尾こども未来塾 -----	10
就学援助制度[給付]-----	10
高等学校等就学支援金(公立)[授業料の実質無償化]-----	10
大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金[給付]-----	11
私立高等学校等奨学のための給付金[給付]-----	11
大阪府私立高等学校等授業料支援補助金[給付]-----	11
大阪府育英会奨学金(奨学・入学時増額奨学資金)[貸付]-----	11
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金(就学支度・修学資金)[貸付]-	12

○	○	
○	○	
○	○	
○	○	
○	○	
○	○	
○	○	
○	○	○

日本学生支援機構奨学金貸付〔給付〕〔貸付〕-----	12
高等教育の修学支援新制度〔給付〕-----	12
生活福祉資金 教育支援資金貸付〔貸付〕-----	12

利用できる方		
母子	父子	寡婦
○	○	○
○	○	○
○	○	○

Ⅳ 就業支援

1. 就労に関する講座・講習

大阪府母子家庭等就業・自立支援センター -----	13
---------------------------	----

○	○	○
---	---	---

2. ハローワーク等での就業支援

ハローワーク（公共職業安定所）-----	13
マザーズコーナー・マザーズハローワーク -----	13
大阪福祉人材支援センター -----	14
OSAKA しごとフィールド -----	14
地域就労支援センター -----	15
求人情報検索サイト「八尾市おしごとナビ」 -----	16

○	○	○
○	○	○
○	○	○
○	○	○
○	○	○
○	○	○

3. 就労支援のための給付金・貸付金

母子家庭等自立支援教育訓練給付金〔給付〕-----	16
母子家庭等高等職業訓練促進給付金〔給付〕-----	17
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金〔貸付〕-----	17
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金（技能習得・生活資金）〔貸付〕-----	17
介護・福祉応援貸付金〔貸付〕-----	17

○	○	
○	○	
○	○	
○	○	○
○	○	○

Ⅴ 暮らし支援

1. 子育て・生活・くらしの支援

ひとり親家庭等日常生活支援事業 -----	18
放課後児童室（学童保育）-----	18
ファミリー・サポート・センター事業 -----	19
母子生活支援施設 -----	19
JR 通勤定期乗車券の特別割引制度 -----	19
こどもの居場所づくり事業 -----	19

○	○	○
○	○	
○	○	○
○		
○	○	
○	○	

2. すまいの支援

府営住宅の福祉世帯向け募集 -----	20
住居確保給付金 -----	20
住宅支援資金貸付制度 -----	21

○	○	
○	○	○
○	○	

3. 各種貸付

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金〔貸付〕-----	22
--------------------------	----

○	○	○
---	---	---

I 相談の窓口

■母子・父子自立支援員

母子	父子	寡婦
○	○	○

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭や寡婦の方の相談に応じ、自立に必要な情報提供や職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行っています。離婚を考えられた方の相談支援も行っています。

【問合せ】 ※来庁される際は、事前予約をお願いします。

八尾市こども若者部こども若者政策課

電話:072-924-3988 FAX:072-924-9548

■民生委員・児童委員

母子	父子	寡婦
○	○	○

生活上のことや子どものことなどの相談に応じています。

【問合せ】 (社福)八尾市社会福祉協議会

電話:072-990-4567 FAX:072-924-0974

■生活支援相談センター

母子	父子	寡婦
○	○	○

さまざまな事情で経済的に困っている人や社会的に孤立している人を対象に、相談支援員等が生活の自立に向けて、支援プランを作成し、住居確保給付金などの利用できる制度の案内や就労支援、専門機関等との連携により、生活の自立に向けた支援を行います。

【問合せ】 八尾市生活支援相談センター（八尾市社会福祉会館内）

電話:072-924-3761 FAX:072-924-3940



■福祉生活相談支援事業

母子	父子	寡婦
○	○	○

福祉に関するさまざまな悩みや不安、疑問などをお伺いし、必要とするサービスがスムーズに受けられるようサポートします。また、地域等と連携し、支援が必要な人やその家族への包括的な相談・支援をコーディネートするとともに、寄り添いながら継続的な見守り・支援を行います。

●月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(祝日を除く)

福祉生活相談支援員 担当一覧		
担当中学校区	拠点施設	電話番号
八尾、桂、上之島	桂人権コミュニティセンター	992-2601
成法、高美、曙川	安中人権コミュニティセンター	924-4575
龍華、亀井、久宝寺	龍華コミュニティセンター	923-6644
東、高安、南高安	山本コミュニティセンター	923-5539
志紀、大正、曙川南	志紀コミュニティセンター	949-8191



■大阪府 相談支援事業(土日夜間電話相談)

(社福)八尾隣保館

母子	父子	寡婦
○	○	○

ひとり親家庭の方の子どもの養育や健康管理の相談、その他生活全般の様々な相談に電話で応じています。
必要な助言や各種行政施策の情報提供等を行います。

【受付時間】 月曜日～金曜日 : 午後 6 時～午後 11 時
土曜日・日曜日・祝日 : 午前 10 時～午後 5 時、午後 6 時～午後 11 時
(※12月29日から1月3日までを除く。)

【問合せ・相談】 (社福)八尾隣保館
電話:072-923-4152

■大阪府立母子・父子福祉センター (社福)大阪府母子寡婦福祉連合会

母子	父子	寡婦
○	○	○

ひとり親家庭、寡婦の方に対し、電話や面接で生活相談に応じるとともに、離婚前の相談や弁護士による法律相談も行っています。

【受付時間】 ○生活相談 : 月曜日～土曜日 午前 10 時～午後 4 時(祝日除く)
○法律相談 : 第 2 土曜日と奇数月の第 4 木曜日 午後 1 時～午後 3 時(要予約・無料)
○親子交流・養育費相談 : 月曜日～土曜日 午前 10 時～午後 3 時(祝日除く)
(要予約・無料)
○就業相談・職業紹介 : 月曜日～土曜日 午前 10 時～午後 4 時(要予約・無料)

【問合せ・相談】 (社福)大阪府母子寡婦福祉連合会
電話:06-6748-0263 FAX:06-6748-0264
(※12月29日から1月3日までを除く。)



■ひとり親無料法律相談

母子	父子	寡婦
○	○	○

離婚などで、ひとり親になった方の養育費、親子交流、慰謝料、財産分与、年金分割等に関してのご相談に弁護士が応じます。(離婚前の方も可)

【日時】 毎月第3金曜日 午後1時～午後3時30分(要予約・無料)

【定員】 1日6人(1人30分)

【申込方法】 要予約。電話で下記まで申し込み(先着順)

【問合せ】 八尾市こども若者部こども若者政策課

電話:072-924-3988 FAX:072-924-9548



■養育費・親子交流相談支援センター

母子	父子	寡婦
○	○	○

養育費と親子交流について電話やメールによる相談を行っています。

【電話相談受付時間】

平日(水曜日を除く) 午前10時～午後8時

水曜日(祝日を除く) 午後0時～午後10時

土曜日・祝日 午前10時～午後6時

※日曜日・振替休日の電話相談はお休みです。

【問合せ・相談】 養育費・親子交流相談支援センター

フリーダイヤル:0120-965-419(携帯電話は使えません)

電話:03-3980-4108

メールアドレス:info@youikuhi.or.jp



Ⅱ 経済的支援（各種手当・年金）

Ⅰ. 子育て支援の各種手当

■児童手当

母子	父子	寡婦
○	○	

高校生年代まで（18歳到達後最初に迎える3月31日まで）の児童を養育している方に支給されます。

年齢等の区分	支給額：（1人あたり月額）
3歳未満	15,000円（第3子以降は30,000円）
3歳以上～高校生年代	10,000円（第3子以降は30,000円）
※「第3子以降」とは大学生年代まで（22歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している子のうち3番目以降をいいます。	

【問合せ】 八尾市こども若者部こども若者政策課
電話：072-924-3839 FAX：072-924-9548



■児童扶養手当

母子	父子	寡婦
○	○	

母子家庭の母または父子家庭の父等が、18歳到達後最初に迎える3月31日までの児童（児童が政令で定める程度の障がいがある場合は20歳未満）を監護するときに支給されます。

※請求者または対象児童が、公的年金給付等を受給しているときは、公的年金給付額が児童扶養手当額よりも低い場合、その差額分が支給されます。

なお、所得が一定額以上あるときは、手当の全部または一部の支給が停止されます。

【問合せ】 八尾市こども若者部こども若者政策課
電話：072-924-3839 FAX：072-924-9548



■特別児童扶養手当

母子	父子	寡婦
○	○	

精神または身体に障がいの状態にある児童（20歳未満）を監護している父母（主として、児童の生計を維持するいずれか一人）、あるいは父母にかわってその児童を養育している人に支給されます。

なお、所得が一定額以上あるときは、手当の全部の支給が停止されます。

【問合せ】 八尾市こども若者部こども若者政策課
電話：072-924-3839 FAX：072-924-9548



2. 年金・医療費助成

■遺族のための給付

母子	父子	寡婦
○	○	○

国民年金に加入している方または加入したことがある方が死亡した場合、遺族となった「子のある配偶者」または「子」に対して遺族基礎年金が支給され、厚生年金（共済年金）の被保険者または被保険者であった方が死亡した場合、遺族基礎年金とあわせて遺族厚生年金（遺族共済年金）が支給されます。（ただし、支給を受けるためには一定の要件を満たしていることが必要です。）

また、国民年金の第１号被保険者または第１号被保険者であった方が、老齢基礎年金や障害基礎年金の支給を受けずに死亡し、遺族基礎年金が支給されない場合は、死亡一時金が支給されます。なお、夫が死亡した場合は、寡婦年金または死亡一時金が支給されます。（ただし、支給を受けるためには一定の要件を満たしていることが必要です。）

※注意 子については、１８歳到達後最初に迎える３月３１日までの間にあるか、または２０歳未満で一定の障がいの状態にある子に限られます。

【問合せ】 八尾年金事務所
電話：０７２－９９６－７７１１
八尾市人権ふれあい部市民課
電話：０７２－９２４－３８４８ FAX：０７２－９２４－０２２０

■ひとり親家庭医療費助成事業

母子	父子	寡婦
○	○	

ひとり親家庭の１８歳到達後最初に迎える３月３１日までの児童と、その児童を監護する父・母、また養育者に対し、医療機関等で保険診療（通院・入院）したときの医療費の一部を助成します。

※所得制限があります。

【問合せ】 八尾市こども若者部こども若者政策課
電話：０７２－９２４－８５２８ FAX：０７２－９２４－９５４８



3. 養育費確保のための支援

養育費の受け取りは子どもの重要な権利であり、養育費の支払は親の強い義務（生活保持義務）です。ひとり親（配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの）が養育費を受け取るために、必要な取り決めにかかる費用を支援します。

※養育費の立替ではありません。

■養育費に関する債務名義取得促進補助金

母子	父子	寡婦
○	○	

債務名義（公証役場で作成する強制執行認諾文言がある公正証書や家庭裁判所で作成する調停調書、審判書、判決等）の取得にかかる本人負担費用等を補助します。

【問合せ】 ※来庁される際は、事前予約をお願いします。
八尾市こども若者部こども若者政策課
電話:072-924-3988 FAX:072-924-9548



■養育費の保証促進補助金

母子	父子	寡婦
○	○	

養育費の取決めについて債務名義を取得したうえで、保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用（保証料）を補助します。

【問合せ】 ※来庁される際は、事前予約をお願いします。
八尾市こども若者部こども若者政策課
電話:072-924-3988 FAX:072-924-9548



Ⅲ 子どもの教育支援

子どもの修学を支援する事業や、資金の減免、貸付等の制度があります。
詳しくは各担当部署にお問合わせください。

■八尾こども未来塾

母子	父子	寡婦
○	○	

ひとり親家庭等の小学校5年生から中学校3年生を対象とした学習支援事業です。市内の施設で学習支援員や大学生サポーターが、学習習慣や基礎学力の定着のための学習支援のほか、勉強や生活に関する相談支援を行います。

【問合せ】 八尾市こども若者部こども若者政策課
電話:072-924-3988 FAX: 072-924-9548

■就学援助制度 [給付]

母子	父子	寡婦
○	○	

小・中学生の子どもで経済的な理由のために就学が困難な方に、義務教育期間（小学校入学前の準備を含む）は就学援助費（学用品費、新入学用品費、給食費、修学旅行費、校外活動費、医療費等）を支給します。

【問合せ】 八尾市教育委員会学務給食課
電話:072-924-3872 FAX:072-924-3952



■高等学校等就学支援金（公立）[授業料の実質無償化]

母子	父子	寡婦
○	○	

就学支援金は、保護者等（親権者）の所得等が要件を満たす生徒の授業料を、国が生徒に代わって負担することで、実質的に授業料が無償になる制度です。保護者等に現金が給付されるものではなく、返済の必要はありません。

【問合せ】 公立高校の事務室または大阪府教育庁施設財務課
電話: 06-6941-0351(代)



■大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金[給付]

母子	父子	寡婦
○	○	

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、大阪府内に在住する低所得者世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します（返還の必要はありません）。



【問合せ】 府民お問い合わせセンター ピピッとライン 電話 06-6910-8001

■私立高等学校等奨学のための給付金 [給付]

母子	父子	寡婦
○	○	

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、大阪府内に在住する低所得者世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します（返還の必要はありません）。



【問合せ】 府民お問合せセンター ピピッとライン 電話:06-6910-8001

■大阪府私立高等学校等授業料支援補助金[給付]

母子	父子	寡婦
○	○	

私立の高等学校や高等専修学校等の生徒の就学を支援するため、平成 23 年度新入生から、国の高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」（※））と併せて、私立高等学校等授業料支援補助金（以下「授業料支援補助金」）を交付することにより、私立高等学校等の授業料が無償となるよう支援しています。

（※）通信制高等学校に在学している場合は、詳しくは下記の問合せ先にお問合わせください。



【問合せ】 府民お問合せセンター ピピッとライン 電話:06-6910-8001
または在学する私立高等学校・高等専修学校等

■大阪府育英会奨学金

（奨学・入学時増額奨学資金）[貸付]

母子	父子	寡婦
○	○	

経済的理由により修学が困難であり、高等学校・高等専修学校等に入学を希望または在学する生徒に対し、奨学金の貸付を行っています。

奨学金には、高等学校等への入学時に必要な経費の支払いに充てるための「入学時増額奨学資金貸付」と、高等学校等在学中の学資の支払いに充てるための「奨学資金貸付」があります。（保護者が大阪府内に住所を有し、所得が基準額未満の方が対象です。）

詳しくは下記の問合せ先にお問合わせください。

【問合せ】 在学する学校（中学校または高等学校・高等専修学校等）
（公財）大阪府育英会 採用貸付課 電話:06-6357-6272



■母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
(就学支度・修学資金) [貸付]

母子	父子	寡婦
○	○	○

子どもの高校・専修学校・短大・大学・大学院等への入学金、または高校・専修学校・短大・大学・大学院等の授業料、書籍代等に充てる資金の貸付を行っています(P.22 主な貸付の種類参照)。

【問合せ】 ※来庁される際は、事前予約をお願いします。
八尾市こども若者部こども若者政策課
電話:072-924-3988 FAX:072-924-9548



■日本学生支援機構奨学金貸付 [給付][貸付]

母子	父子	寡婦
○	○	○

大学・短期大学・専修学校(専門課程)等に在学する学生を対象とし、優れた資質を有し、経済的理由により修学困難であると認められる方に対し奨学金の給付及び貸付を行っています。

【問合せ】 在学する学校の奨学金窓口



■高等教育の修学支援新制度 [給付]

母子	父子	寡婦
○	○	○

大学・短期大学・専修学校(専門課程)等に在学する学生のうち、経済的理由により修学が困難であると認められる方に対し、給付型奨学金の支給と授業料及び入学金の減免を行います。

【問合せ】 在学する学校の奨学金窓口



■生活福祉資金 教育支援資金貸付 [貸付]

母子	父子	寡婦
○	○	○

低所得者世帯を対象に、学校教育法に規定する高校、短大、大学、高等専門学校に就学するのに必要な経費を無利子でお貸しする貸付制度です。

※他制度が利用できるまでの「つなぎ」として運用しますので、他制度の入金があった時点で、本資金の返還をお願いします。

【問合せ】 (社福)八尾市社会福祉協議会
電話:072-990-4567 FAX:072-924-0974



IV 就業支援

1. 就労に関する講座・講習

■大阪府母子家庭等就業・自立支援センター

母子	父子	寡婦
○	○	○

仕事に関して専門の相談員によるカウンセリングから求人情報の提供、職業紹介まで行っています。

- ・情報提供、職業紹介：事務、販売、介護、調理、軽作業、清掃などの全職種での求人情報を提供します。（求職登録必要）
 - ・就業支援講習会：パソコン・介護職員初任者研修・登録販売者・簿記3級など（教材費等一部自己負担があります）
 - ・就職相談：面接に備え履歴書等の書き方、面接の受け方などの相談
※面接用スーツ・パンプスの無料貸出しあり。
- 【相談日】月曜日～土曜日 午前10時～午後4時（予約制・保育あり）

【問合せ】大阪府立母子・父子福祉センター（社福）大阪府母子寡婦福祉連合会
電話：06-6748-0263 FAX：06-6748-0264



2. ハローワーク等での就業支援

■ハローワーク（公共職業安定所）

母子	父子	寡婦
○	○	○

再就職等の促進を図るため、きめ細かな職業相談、職業紹介等を行うとともに、必要に応じて、職業訓練に関する情報提供を行っています。

【問合せ】ハローワーク布施（布施公共職業安定所） 電話：06-6782-4221
大阪労働局助成金センター 電話：06-7669-8900



■マザーズコーナー・マザーズハローワーク

母子	父子	寡婦
○	○	○

子育てをしながら就職を希望する方、仕事と家庭の両立を希望する方に対する求人情報の提供及び職業相談・職業紹介を行っています。

【問合せ】ハローワーク布施マザーズコーナー 電話：06-6782-4221（45#）
大阪マザーズハローワーク 電話：06-7653-1098



■大阪福祉人材支援センター

母子	父子	寡婦
○	○	○

大阪福祉人材支援センターは『福祉専門の無料職業紹介所』です。福祉の仕事の紹介や求人の登録、職業や資格に関する相談など、すべて無料でご利用いただけます。

また、ホームページでも福祉の仕事と大阪福祉人材支援センターの情報を発信しており、全国の福祉人材センターが取扱っている求人情報を閲覧していただくことができます。

【問合せ】 (社福)大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター
電話:06-6762-9020



■OSAKA しごとフィールド

母子	父子	寡婦
○	○	○

就職、転職を希望する方に対して、カウンセリングやセミナー等により就職活動を支援する施設です。働くママ応援コーナーを設置しており、カウンセリングや保育所探しのアドバイスなどを行っています。また、施設内に大阪東ハローワークコーナーがあり、求人の検索や応募も可能です。さらに、就職活動時には、同じ建物内の保育園にお子さまを一時的にお預けいただくことができます。(無料、要予約)

【開設日時】 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後8時
土曜日 午前9時30分～午後4時
※日曜日・祝日・年末年始は休み

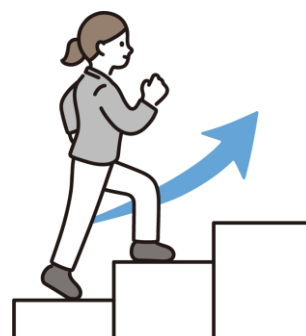
【子育て・しごと応援ルーム「ふぁみタス」相談日】

月曜日～金曜日 午前10時～午後8時
※土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休み
※一時保育の利用にあたっては、事前予約が必要です。(無料)

大阪東ハローワークコーナー 午前10時～午後6時30分
(※土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休み) 電話:06-7669-9571



【問合せ】 OSAKAしごとフィールド 電話:06-4794-9198



■地域就労支援センター

母子	父子	寡婦
○	○	○

働きたい気持ちがあるのになかなか就労に結びつかない方を支援するため、市内5か所の地域就労支援センターに相談窓口を開設しています。

センターでは、専任の支援員が就職活動を丁寧にサポートしますので、お気軽にお問合せください。
(就職先の紹介や斡旋は行っていません。)

【問合せ】 中央地域就労支援センター（八尾市ワークサポートセンター内） 電話：072-929-0040
桂地域就労支援センター（桂人権コミュニティセンター内） 電話：072-922-1827
安中地域就労支援センター（安中人権コミュニティセンター内） 電話：072-922-1892
龍華地域就労支援センター（龍華コミュニティセンター内） 電話：072-922-2911
山本地域就労支援センター（山本コミュニティセンター内） 電話：072-922-3661
どこに相談すればよいのかわからない方は、総合問合せ窓口（電話：072-922-1828）にご連絡ください。



■求人情報検索サイト「八尾市おしごとナビ」

母子	父子	寡婦
○	○	○

八尾市が運営するお仕事紹介サイトです。八尾市内で働きたい方を応援します。

パソコンやスマートフォンから24時間365日、いつでもどこでも市内の求人情報が検索できる便利なサイトです。就労の実現に向け八尾市無料職業紹介所が丁寧にサポートします。

【便利な機能】

1. 「未経験者歓迎」「勤務時間を選べる」など、こだわり条件から検索可能!
2. 会社説明会や就職面接会などの情報も掲載。



八尾市おしごとナビ

検索

【問合せ】 八尾市魅力創造部労働支援課 八尾市無料職業紹介所 電話:072-920-4088

3. 就労支援のための給付金・貸付金

ひとり親家庭の父または母の資格取得や能力開発を支援するための給付金事業です。

■母子家庭等自立支援教育訓練給付金 [給付]

母子	父子	寡婦
○	○	

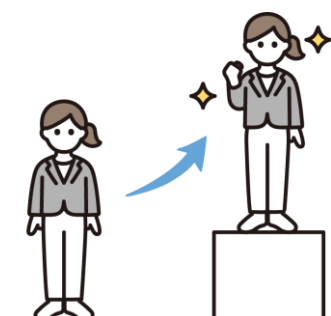
仕事をする上で必要な資格取得や能力開発をするために、就労相談を通じて指定した講座を受けた後に、自立支援教育訓練給付金を支給します。

受講申込前に事前相談が必要です。

【問合せ】 ※来庁される際は、事前予約をお願いします。

八尾市こども若者部こども若者政策課

電話:072-924-3988 FAX:072-924-9548



■母子家庭等高等職業訓練促進給付金 [給付]

母子	父子	寡婦
○	○	

就労に結びつきやすい資格の取得を目的に養成機関で修学する間の生活不安の解消と、安定した受講環境を提供するため、高等職業訓練促進給付金を支給します。また、養成機関のカリキュラムを修了した時に、高等職業訓練修了給付金を支給します。※所得要件があります。

【対象となる資格】

看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、保育士等

【問合せ】 ※来庁される際は、事前予約をお願いします。

八尾市こども若者部こども若者政策課

電話:072-924-3988 FAX:072-924-9548



■ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金 [貸付]

母子	父子	寡婦
○	○	

高等職業訓練促進給付金の受給者が必要とする養成機関への入学準備金及び就職準備金の貸付をします。(一定の条件を満たした場合に返還免除となります。)

【問合せ】 大阪府立母子・父子福祉センター (社福) 大阪府母子寡婦福祉連合会

電話:06-6748-0263



■母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 (技能習得資金・生活資金) [貸付]

母子	父子	寡婦
○	○	○

母子家庭の母、父子家庭の父または寡婦が就労に必要な知識技能を習得する際の授業料等や技能習得期間中の生活を維持するために必要な資金の貸付を行っています。(P.22 主な貸付の種類参照)

【問合せ】 ※来庁される際は、事前予約をお願いします。

八尾市こども若者部こども若者政策課

電話:072-924-3988 FAX:072-924-9548



■介護・福祉応援貸付金 [貸付]

母子	父子	寡婦
○	○	○

介護福祉士等養成施設に修学し、卒業後府内の社会福祉施設等で従事する意思のある方に修学資金の貸付を行っています。その他、実務者研修受講資金や介護職員への再就職準備金の貸付も行っています。

【問合せ】 (社福) 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 電話:06-6776-2943



I. 子育て・生活・くらしの支援

■ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子	父子	寡婦
○	○	○

ひとり親家庭等の方が、修学や疾病などにより家事支援等のサービスが必要な場合に、有料(市町村民税非課税世帯の方は無料)で、家庭生活支援員の派遣を行っています。

離婚調停中など、離婚前の困難を抱える母又は父と子の世帯についても対象です。

【問合せ】 ※来庁される際は、事前予約をお願いします。

八尾市こども若者部こども若者政策課

電話:072-924-3988 FAX:072-924-9548



■放課後児童室(学童保育)

母子	父子	寡婦
○	○	

保護者の仕事や病気などの理由により、放課後に保護者が不在になる小学校の児童を対象に、当該児童の健全な育成を図ることを目的として、各小学校内などに設置した放課後児童室や学校内施設などを利用して、適切な遊びや生活の場を提供しています。

【対象】 小学校1年生～6年生

【開設期間及び時間】 平日(月曜日～金曜日)の学校の授業終了後～19時まで。

学校休業日(土曜日、夏・冬・春の長期休業中)の8時～19時まで。

※17時～19時を利用する場合は、保護者のお迎えが必要です。

※18時～19時までは延長保育料が必要です。

【休室日】 日曜日・祝日・年末年始・お盆・その他(台風接近など、特に必要があると認められる時)

【保育料】 A区分(月曜日～土曜日)は児童1人につき、月額6,000円

(延長保育料は月額3,000円又は実績払い)

B区分(月曜日～金曜日)は児童1人につき、月額5,000円

(延長保育料は月額2,500円又は実績払い)

C区分(月～金曜日のうち選択した4曜日限定)は児童1人につき、月額4,000円

(延長保育料は月額2,000円又は実績払い)

【問合せ】 八尾市こども若者部こども施設運営課 放課後児童育成室

電話:072-992-2350 FAX:072-992-2420



■ファミリー・サポート・センター事業

母子	父子	寡婦
○	○	○

子どもの預かりや認定こども園等への送迎などの援助を希望する人と援助を行いたい人が会員となり、子育てを相互に支えあう制度です。ファミリー・サポート・センターが会員登録や会員同士の引き合わせなどを行っています（援助を受けるときには利用料が必要です）。

【問合せ】 やおファミリー・サポート・センター

電話:072-924-3657 FAX:072-925-1161



■母子生活支援施設

母子	父子	寡婦
○		

配偶者がいないか、それに準じた状況におかれた女性で 18 歳未満の子どもを養育しており、様々な事情のため、子どもの養育が十分でない場合に、子どもと一緒に入所できる児童福祉施設です。（入所している子どもが満 20 歳に達するまで入所延長できます。）

母子生活支援施設では、生活相談や子どもの指導にあたる職員が母子の自立を支援しています。

【問合せ】 ※来所される際は、事前予約をお願いします。

八尾市こども若者部こども・いじめ何でも相談課 こども相談係

住所:八尾市旭ヶ丘 5-85-16 生涯学習センター 学習プラザ内

電話:072-924-3954 FAX:072-924-6005



■JR通勤定期乗車券の特別割引制度

母子	父子	寡婦
○	○	

児童扶養手当の支給を受けている世帯の方や、生活保護法による被保護世帯の方がJR通勤定期乗車券を購入する場合、証明書を添えて申し込むと 3 割引で購入できます。

【問合せ】 （児童扶養手当受給中の方）八尾市こども若者部こども若者政策課

電話:072-924-3839 FAX:072-924-9548

（生活保護受給中の方）八尾市健康福祉部生活福祉課

電話:072-924-3836 FAX:072-924-5180



■こどもの居場所づくり事業

母子	父子	寡婦
○	○	

おおむね18歳以下の子どもたちが放課後等に、気軽に立ち寄り、食事や学習、団らんなどを通して、安全に安心して過ごせる「こどもの居場所づくり」事業を実施しています。

開催場所や実施内容等の詳細については、右記二次元コードからご確認ください。

【問合せ】 八尾市こども若者部こども若者政策課

電話:072-924-3988 FAX: 072-924-9548



2. すまいの支援

■府営住宅の福祉世帯向け募集

母子	父子	寡婦
○	○	

ひとり親家庭で住宅にお困りの方については、府営住宅の総合募集において、福祉世帯向けの応募区分に申込みができます。なお、収入基準、家賃等は他の応募区分と同じです。

配偶者の暴力等により婚姻関係が事実上破綻している場合で、母子世帯等に準じる状況にある世帯として大阪府子ども家庭センターなど所定の機関の証明を受けられる場合も福祉世帯向けの応募区分に応募することができます。募集時期は年6回(4月・6月・8月・10月・12月・2月)です。

八尾市内の府営住宅所在地	お問い合わせ先
旭ヶ丘・植松町・北久宝寺・久宝寺・志紀町・高砂町・天王寺屋・西山本町・緑ヶ丘・山本町北	大阪府営住宅藤井寺管理センター(日本管財 株式会社) 電話:072-930-1093
申込書配布場所 八尾市営住宅管理センター(八尾市役所西館1階) 大阪市立住まい情報センター 府民お問合せセンター 情報プラザ(府税事務所内) 大阪府庁別館 住宅相談室 等	

※市営住宅の募集も年2回行っています。(6月・12月)

※八尾市以外に所在する府営住宅について、右記二次元コードを参照してください。

【問合せ】 八尾市営住宅管理センター(八尾市役所西館1階)

電話:072-924-3858



■住居確保給付金

母子	父子	寡婦
○	○	○

離職等により住居を失った方又はそのおそれがある方を対象に、安定した住居と就労の確保に向けた支援を行うことを目的に支給する給付金です。「家賃補助」と「転居費用」の2つの支援があります。

※その他、生活の困りごとや不安ごとについて相談にのりますので、まずはご相談ください。

【問合せ】 八尾市生活支援相談センター(八尾市社会福祉会館内)

電話:072-924-3761 FAX:072-924-3940



■住宅支援資金貸付制度

母子	父子	寡婦
○	○	

この貸付は、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けて、自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親の方に対し、住居の家賃（実費相当（上限7万円／月、最大12か月まで））を無利子でお貸しします。

次の①～⑤の条件をすべて満たす方

- ① 大阪府内に住民登録をしている（大阪市・堺市在住の方は除く）
- ② 児童扶養手当を受給している又は受給相当の所得水準（ただし、所得水準を超えた場合であっても1年以内の方については対象）
- ③ 経済的援助を必要としている
- ④ 申請日からさかのぼって1年以内に母子・父子自立支援プログラムの策定を受けて、貸付を受けた日以降、1年以内に「就職」又は「プログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等」をする意思がある
- ⑤ ④の就職又は転職等の後、1年間引き続き就業を継続する意思がある

【問合せ】 大阪府立母子・父子福祉センター（社福）大阪府母子寡婦福祉連合会
電話：06-6748-0263 FAX：06-6748-0264



3. 各種貸付

■母子・父子・寡婦福祉資金貸付金〔貸付〕

母子	父子	寡婦
○	○	○

ひとり親家庭、寡婦の経済的自立を支援するため、子どもの就学や親の技能習得などに要する資金を、必要かつ償還可能な範囲で貸付を行う制度です。貸付には所得などの審査が必要です。

【主な貸付の種類】

資金名	資金使途	対象者
技能習得資金	就労するのに必要な知識技能を習得するための授業料等	ひとり親家庭の親・寡婦
修業資金	就労するのに必要な知識技能を習得するための授業料等	ひとり親家庭の子・寡婦の扶養する子
就学支度資金	高校・大学・大学院等への入学時に必要な入学金等	ひとり親家庭の子・寡婦の扶養する子
修学資金	高校・大学・大学院等の授業料等	ひとり親家庭の子・寡婦の扶養する子
生活資金	技能習得や医療・介護の期間の生活資金	ひとり親家庭の親・寡婦

【貸付について】

- ・父子貸付の場合、扶養している末子の年齢が 20 歳を超えると新たな貸付申請はできません。
- ・このほか、就職支度資金、転宅資金、医療介護資金、住宅資金、結婚資金等があります。
- ・無利子（連帯保証人をたてられない場合等、年利 1.0%の有利子となる場合があります。）

【償還（返済）について】

- ・この貸付金は貸付を受けられた方の償還金を財源として運用しています。
- ・返済が滞ると貸付を必要とする方に貸付できなくなるため、必ず納期内に返済してください。
- ・返済が滞った場合、延滞した元利金額に対し、違約金を徴収します。

【問合せ】 ※来庁される際は、事前予約をお願いします。

八尾市こども若者部こども若者政策課

電話：072-924-3988 FAX:072-924-9548



ひとり親家庭の皆さんへのお知らせ

令和8年7月改訂

刊行物番号:R8-41

八尾市 こども若者部 こども若者政策課

〒581-0003 八尾市本町1-1-1

TEL:072-924-3988

FAX:072-924-9548